

※この法令は廃止されています。

大正十五年勅令第二百五十八号

大正十五年勅令第二百五十八号（農業倉庫業法第一条第一項第一号ノ規定ニ依ル物品指定ニ関スル件）

農業倉庫業法第一条第一項第一号ノ規定ニ依リ物品ヲ指定スルコト左ノ如シ
沖縄県及鹿児島県ニ於テ生産セラレタル砂糖

附 則

本令ハ大正十五年法律第三十二号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和四十七年五月二日政令第一五九号）抄

この政令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附 則（平成二十八年一月二十九日政令第二七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。